

令和8年5月28日提出

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則及び熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則及び熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則及び熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第36条の見出し中「の制定」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 校長は、校則の制定及び改廃並びにそれらの手続の決定に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるものとする。

第36条に次の1項を加える。

3 校長は、校則を公表し、並びに前項に規定する手続を教職員、児童生徒及び保護者に周知するものとする。

(熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 熊本市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第33条の見出し中「の制定」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 校長は、校則の制定及び改廃並びにそれらの手続の決定に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 校長は、校則を公表し、並びに前項に規定する手続を教職員、児童生徒及び保護者に周知するものとする。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(提出理由)

校則の制定及び改廃の手続の決定に教職員、児童生徒及び保護者を参画させ、並びに当該手続をこれらの者に周知させることとするため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

【第1条関係】熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>○熊本市立小中学校の管理運営に関する規則〔指導課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和59年5月2日 教委規則第6号</p> <p>（学校規程）</p> <p>第36条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定することができる。</p> <p><u>2 校長は、校則の制定及び改廃並びにそれらの手続の決定に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるものとする。</u></p> <p><u>3 校長は、校則を公表し、並びに前項に規定する手続を教職員、児童生徒及び保護者に周知するものとする。</u></p>	<p>○熊本市立小中学校の管理運営に関する規則〔指導課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和59年5月2日 教委規則第6号</p> <p>（学校規程の制定）</p> <p>第36条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定することができる。</p> <p><u>2 校長は、校則の制定又は改廃に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。</u></p> <p><u>【追加】</u></p>	<p>∴ 佐賀市立小中学校の管理運営に関する規則（平成17年教育委員会規則第18号）第2条の見出し、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条、第13条及び第27条の見出し、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第17条の見出し ほか</p>

【第2条関係】熊本市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>○熊本市立高等学校の管理運営に関する規則〔指導課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和59年5月2日 教委規則第7号</p> <p>（学校規程）</p> <p>第33条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定することができる。</p> <p><u>2 校長は、校則の制定及び改廃並びにそれらの手続の決定に教職員、児童生徒及び保護者を参画させるものとする。</u></p> <p><u>3 校長は、校則を公表し、並びに前項に規定する手続を教職員、児童生徒及び保護者に周知するものとする。</u></p>	<p>○熊本市立高等学校の管理運営に関する規則〔指導課〕</p> <p style="text-align: right;">昭和59年5月2日 教委規則第7号</p> <p>（学校規程の制定）</p> <p>第33条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他の学校規程を制定することができる。</p> <p><u>2 校長は、校則の制定又は改廃に教職員、生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。</u></p> <p><u>【追加】</u></p>	

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。